

## 入院料における物賃対応について

# 入院における 物価上昇への対応

大臣折衝※2  
・令和8年度以降の物価上昇への対応として特別な項目を設定  
・令和9年度は、令和8年度の2倍の評価

物価上昇に関する評価  
【※2】

●点の2倍

物価上昇に関する評価  
【※2】

+ ●点

+

+

【※4のうち入院分】

【※4のうち入院分】

入院料 + ■点

物価上昇への支援（補正予算）

入院料

令和6年度以降の  
経営環境の悪化  
への対応分

入院料

入院料

大臣折衝※4  
令和6年度改定以降の経営環境の悪化を踏まえ  
た緊急対応分を入院料に上乗せ

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

<病院>

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円(※)

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあつては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあつては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院については、救急受入件数が5,000件未満の場合、上記の各区分の加算を適用せず、1億円を加算する。  
5,000件以上の場合は、上記の各区分の加算額（1.5億円または2億円）とする。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

<有床診療所>

1床 あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

<医科無床診療所・歯科診療所>

1施設 あたり	支援額	
	医科無床 診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

<保険薬局>

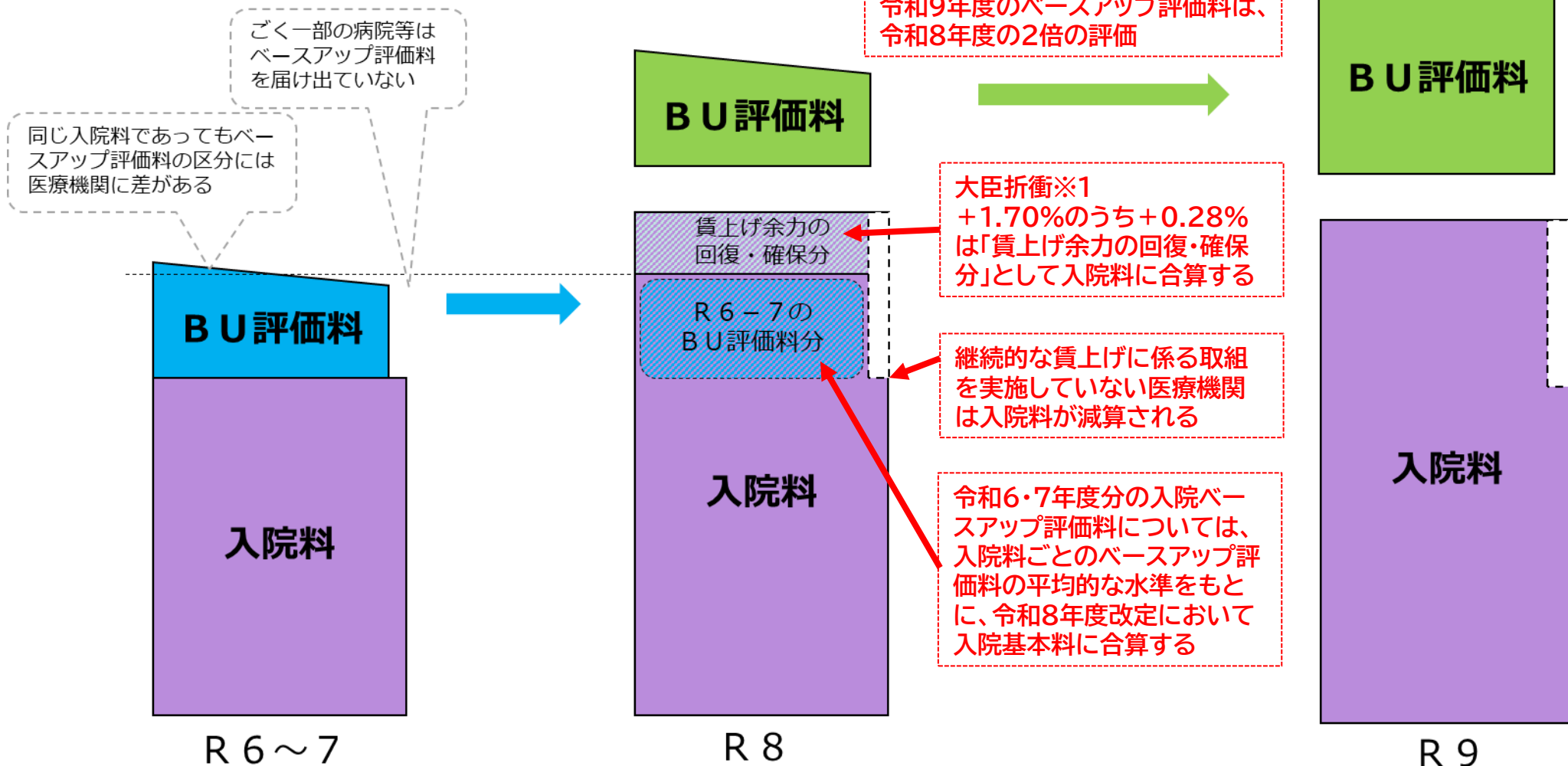
1施設 あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	~5店舗	6~19店舗	20店舗~
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

<訪問看護ST>

1施設 あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	(介護より)
合計	22.8万円

# 入院における 賃上げのための対応

(入院料・入院ベースアップ評価料に関する対応)



# 入院料の見直し(物賃対応)

## 急性期一般入院料

	入院料本体	
	改定前	改定後
急性期一般入院料1	1,688点	1,874点(1,753点)
急性期一般入院料2	1,644点	1,779点(1,694点)
急性期一般入院料3	1,569点	1,704点(1,619点)
急性期一般入院料4	1,462点	1,597点(1,512点)
急性期一般入院料4 (看護・多職種協働加算)	----	1,874点(1,753点)
急性期一般入院料5	1,451点	1,575点(1,490点)
急性期一般入院料6	1,404点	1,523点(1,438点)



入院物価対応料(新設)	
R8.6~	R9.6~
58点	116点
45点	90点
45点	90点
45点	90点
58点	116点
36点	72点
34点	68点

※継続的に賃上げに係る取組を行っていない場合は、以下の点数が減算された( )内の点数を算定する

急性期1 急性期4(看護・多職種協働加算)	▲ 121点
急性期2~6	▲ 85点

# 入院料の見直し(物賃対応)

## 地域一般入院料

	入院料本体	
	改定前	改定後
地域一般入院料1	1,176点	1,290点(1,225点)
地域一般入院料2	1,170点	1,282点(1,217点)
地域一般入院料3	1,003点	1,097点(1,032点)



入院物価対応料(新設)	
R8.6~	R9.6~
32点	64点
32点	64点
23点	46点

※継続的に賃上げに係る取組を行っていない場合は、以下の点数が減算された( )内の点数を算定する

地域一般入院料1~3	▲ 65点
------------	-------

有床診療所入院基本料		入院料本体	
		改定前	改定後
有床診療所入院基本料1	14日以内	932点	1,027点(932点)
	15日以上30日以内	724点	819点(724点)
	31日以上	615点	710点(615点)
有床診療所入院基本料2	14日以内	835点	930点(835点)
	15日以上30日以内	627点	722点(627点)
	31日以上	566点	661点(566点)
有床診療所入院基本料3	14日以内	616点	711点(616点)
	15日以上30日以内	578点	673点(578点)
	31日以上	544点	639点(544点)
有床診療所入院基本料4	14日以内	838点	933点(838点)
	15日以上30日以内	652点	747点(652点)
	31日以上	552点	647点(552点)
有床診療所入院基本料5	14日以内	750点	845点(750点)
	15日以上30日以内	564点	659点(564点)
	31日以上	509点	604点(509点)
有床診療所入院基本料6	14日以内	553点	648点(553点)
	15日以上30日以内	519点	614点(519点)
	31日以上	490点	585点(490点)



入院物価対応料(新設)	
R8.6~	R9.6~
72点	144点
56点	112点
48点	96点
65点	130点
49点	98点
44点	88点
48点	96点
45点	90点
42点	84点
65点	130点
51点	102点
43点	86点
58点	116点
44点	88点
40点	80点
43点	86点
40点	80点
38点	76点

※継続的に賃上げに係る取組を行っていない場合は、入院料本体から95点が減算された( )内の点数を算定

※その他の入院料等についても同様 132

有床診療所 療養病床入院基本料	入院料本体	
	改定前	改定後
入院基本料A (生活療養を受ける場合)	1,073点 1,058点	1,131点(1,073点) 1,116点(1,058点)
入院基本料B (生活療養を受ける場合)	960点 944点	1,018点(960点) 1,002点(944点)
入院基本料C (生活療養を受ける場合)	841点 826点	899点(841点) 884点(826点)
入院基本料D (生活療養を受ける場合)	665点 650点	723点(665点) 708点(650点)
入院基本料E (生活療養を受ける場合)	575点 560点	633点(575点) 618点(560点)

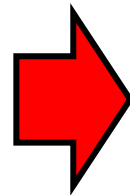


入院物価対応料(新設)	
R8.6~	R9.6~
28点	56点
25点	50点
22点	44点
17点	34点
15点	30点

※継続的に賃上げに係る取組を行っていない場合は、  
入院料本体から58点が減算された( )内の点数を算定

# 入院料の見直し(ベースアップ評価料の見直し)

現行	
【入院ベースアップ評価料】	
入院ベースアップ評価料 1	1点
入院ベースアップ評価料 2	2点
入院ベースアップ評価料 3	3点
入院ベースアップ評価料 4	4点
入院ベースアップ評価料 5	5点
⋮	
入院ベースアップ評価料163	163点
入院ベースアップ評価料164	164点
入院ベースアップ評価料165	165点



改定	
【入院ベースアップ評価料】	
入院ベースアップ評価料 1	1点
入院ベースアップ評価料 2	2点
入院ベースアップ評価料 3	3点
入院ベースアップ評価料 4	4点
入院ベースアップ評価料 5	5点
⋮	
入院ベースアップ評価料165	165点
入院ベースアップ評価料166	166点
⋮	
入院ベースアップ評価料250	250点
入院ベースアップ評価料251	251点
入院ベースアップ評価料252	252点
⋮	
入院ベースアップ評価料498	498点
入院ベースアップ評価料499	499点
入院ベースアップ評価料500	500点

## 【改定の概要】

- ① 現在は、  
ベースアップ評価料1(1点)から、  
ベースアップ評価料165(165点)の範囲で算定



令和8年6月からは、  
ベースアップ評価料1(1点)から、  
ベースアップ評価料250(250点)に算定範囲が拡大  
さらに令和9年6月からは、  
ベースアップ評価料251(251点)から  
ベースアップ評価料500(500点)までの点数も算定可能

- ② また、40歳未満の勤務医師や事務職員等についても対象になる